

令和8年度 我孫子市
休日の中学校部活動地域展開に伴う地域クラブ活動指導者（行政主導型地域クラブ）
募集要項

1 趣旨・目的

我孫子市では、子どもたちが将来にわたりスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、教員の負担軽減を図るため、休日の部活動を段階的に地域クラブ活動へ移行する取り組みを進めています。本要項は、子どもたちの豊かなスポーツ・文化活動を地域で支え、技術指導や健全育成に携わっていただける「地域クラブ活動指導者」を広く募集するものです。

2 業務内容・役割

指導者は、役割に応じて以下の業務を遂行していただきます。

(1) メイン指導者（各クラブ1名）

- ・活動全体の計画作成（年間・月間指導計画）
- ・練習・指導の主導および安全管理の総括
- ・サブ指導者への指示・連携
- ・クラブ指導者の指導従事に関するマネジメント
- ・大会・コンクール等への引率・帯同

※大会やコンクールは、原則「学校部活動」として出場しますが、学校の要請などに応じて引率・監督等として参加していただく場合があります。

- ・運営団体や学校、保護者との連絡調整の窓口

※メイン指導者は、兼業を希望する教員又は部活動指導員からの選出や、競技団体等との協議の上、決定します。

(2) サブ指導者（各クラブ2～4名程度）】

- ・メイン指導者の指導補助、種目の技術指導
- ・生徒の安全確認
- ・怪我人等の発生時の対応補助
- ・大会やコンクール等への引率・帯同

3 募集種目および配置人数

各地域クラブにおいて、以下の構成で募集します。

(1) 配置構成

メイン指導者 1名 / サブ指導者 2～4名程度

※クラブの規模（生徒数）や種目の特性に応じてサブ指導者の人数を調整します。

(2) 対象種目

運動系クラブ：軟式野球、サッカー、陸上競技、ソフトテニス、バスケットボール、バレーボール、卓球、ソフトボール、剣道、柔道

文化系クラブ：吹奏楽、合唱

4 応募資格

以下の要件をすべて満たす方。

- (1) 満 18 歳以上であること（※高校生は除く。学生の応募も可）。
- (2) 本市の部活動地域展開事業の趣旨を理解し、生徒の心身の健全育成に熱意を持って取り組める方。
- (3) 当該種目に関する専門的な知識・技能、または指導経験を有すること（※JSPO や競技団体等の有資格者、競技・音楽等の経験者を歓迎しますが、資格の有無は必須とはしません。但し、令和 10 年度以降、地域クラブによる大会等への出場を検討しているため、指導者資格取得を前向きに検討される方）。
- (4) 運営者が定める研修を必ず受講できる方。
※令和 8 年 8 月 9 日（日）午後に開催（会場：我孫子市民プラザ）する研修会に必ずご参加ください。
- (5) スポーツマンシップやコンプライアンスを遵守し、後述の「服務規程（不適切な指導の禁止等）」を厳守できる方。

5 活動条件・待遇

- (1) 謝金（報酬）
 - ・メイン指導者：1 時間あたり 1,600 円
 - ・サブ指導者：1 時間あたり 1,350 円※活動実績に応じてお支払いします。交通費の支給あり。
- (2) 身分
地域クラブ活動管理運営団体が委嘱する「地域クラブ活動指導者」
- (3) 活動日時
主に土曜日・日曜日・祝日のうち、指定された時間（原則として 1 回あたり 3 時間 30 分、月 2 ～ 4 回程度）。
- (4) 活動場所
我孫子市立中学校のグラウンド・体育館、教室、または市立小学校体育館、市内公共施設、民間施設等（大会や対外練習等はこの限りではない）。
- (5) 保険
活動中の事故等に備え、指導者は「傷害保険」に加入します（保険料は、管理運営団体が負担します）。

6 服務規程（遵守事項）

地域クラブ活動の指導にあたっては、生徒の心身の安全と健全な成長を第一に考え、以下の事項を厳守していただきます。これらに違反した場合、ただちに委嘱を取り消す場合があります。

- (1) 体罰・ハラスメント等の絶対禁止
 - ・指導の名目であっても、以下の行為はいかなる理由があっても固く禁じます。
 - ・身体的暴力（体罰）：殴る、蹴る、叩く、物を投げつける、長時間正座させる 等
 - ・精神的暴力（暴言・パワハラ）：人格を否定する発言、他の生徒の前での大声での威圧・叱責、無視、容姿や能力に対する侮辱 等

- ・セクシュアル・ハラスメント：不必要な身体への接触、性的な冗談やからかい、私的な連絡の強要等
- ・その他不適切な指導：水分補給の制限、怪我や体調不良を訴えている生徒への練習の強要、行き過ぎた根性論の押し付け、勝利至上主義的な指導や発言等

(2) 安全配慮と適切な練習計画

生徒の発育発達段階に応じた適切な練習メニューを作成し、スポーツ障害の予防に努めること。また、活動場所の安全確認、気象条件（熱中症への警戒等）に応じた活動変更を必ず行うこと。（WBGT 3 1 以上となる場所での活動は原則禁止）

(3) 守秘義務の遵守

指導を通じて知り得た生徒および保護者の個人情報を、正当な理由なく第三者に漏洩してはなりません。指導終了後も同様とします。

(4) 目的外の個人的な交流の禁止

指導者という立場を利用し、指導の範囲を超えた生徒との私的な交流（SNS での個人的なやり取り、個別の飲食・外出への誘い等）を行わないこと。

7 登録方法

原則として、以下の指定フォーム（Web 申込）より登録してください。

- ・ Web 登録フォーム：https://apply.e-tumo.jp/city-abiko-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=59998
- ・ 応募期限：令和 8 年 5 月 2 4 日（日）※一次登録期限
- ・ 一次登録期限以降も随時登録を受け付けています。



申込用フォーム

8 選考・登録の流れ（①～⑦の順）

- (1) Web 登録：専用フォームより、指導者情報（経歴等）、指導希望種目、指導希望クラブ、メイン・サブの希望等の必要事項を入力し、送信してください。
- (2) 人材バンク登録：入力内容を確認の上、「我孫子市地域クラブ活動指導者バンク」に登録します。
- (3) 面接（管理運営者による）：指導者バンクの登録情報と各クラブのニーズを調整し、候補となった方にクラブの管理運営者より面接のご案内をします。指導方針や活動可能日時とのすり合わせを行います。
※我孫子市立小中学校教員や部活動指導員については、面接の実施は原則行いませんが、希望状況に応じて実施することもあります。
- (4) 指導体験の実施：面接後、実際の現場で指導体験を行っていただきます。生徒の実態や指導環境を確認し、双方合意に至った場合に正式な委嘱となります。
※移行期間中の令和 8 年 8 月までは、中学校の「部活動指導体験」として実施していただきます。

9 我孫子市立小中学校教員の兼業

小中学校教員の兼業によるクラブ指導者登録及び、クラブ指導への従事については、以下を確認の上、手続きしてください。

- (1) 中学校教員は、自身が顧問を務める中学校の部活動種目等と連携する地域クラブの指導者として登録します。学校異動が生じる場合、地域クラブの異動も生じる可能性があります。小学校教員に制限はありません。

※但し、自身の種目等の経験や指導の専門性を生かすために、所属する中学校に部活動設置のない種目等のクラブ指導者を希望する場合には、その限りではありません。

- (2) 地域クラブ者の登録後、指導開始までに「兼業届」を学校長に提出し、承認を受けてください。
(3) 教員としての在校等時間（時間外勤務時間）が長時間（目安月45時間以上）になる方は、地域クラブ指導者として従事することはできません。

10 お問い合わせ先

■特定非営利活動法人 我孫子市スポーツ協会（管理運営団体）

〒270-1111 千葉県我孫子市古戸 696 番地 市民体育館武道場内

•電話番号: 04-7187-7110

•受付時間: 火曜・木曜日 8:30～15:30

■我孫子市教育委員会生涯学習部文化・スポーツ課、教育総務部指導課

〒270-1166 千葉県我孫子市我孫子 1684 番地

•電話番号：04-7185-1604（文化・スポーツ課スポーツ振興係：運動系クラブ）

04-7185-1601（文化・スポーツ課文化振興係：文化系クラブ）

04-7185-1367（指導課：部活動指導全般）

•受付時間: 平日 8:30～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

•担当: 部活動地域展開担当

11 指導者登録専用質問フォーム

指導者登録に関するご質問は、以下のURLよりお願いします。

https://apply.e-tumo.jp/city-abiko-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=60001



問い合わせフォーム